

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、東京都が発注する感染症対策用の个人防护服等の入札に関し、2016年10月に公正取引委員会による立入検査を受け、課徴金減免制度の適用を申請の上、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして、下記のとおり排除措置命令を受けましたので、お知らせいたします。

お取引先をはじめとした関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

東京都が発注する感染症対策用の个人防护具等の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 独占禁止法を含む法令順守の徹底

当社は、公正取引委員会から命令を受けた事実を厳粛かつ真摯に受け止め、経営トップメッセージの発信によるコンプライアンス徹底の宣言、独占禁止法をはじめとした法令遵守に関する教育研修の徹底、コンプライアンス監査の強化による法令遵守状況の確認等に取り組み、再発防止に向けた体制の一層の強化に努めております。

以上